

(仮称) おおたかの森児童センター整備

基 本 方 針

流山市

1 基本方針について

流山市（以下、「本市」という。）は、おおたかの森西二丁目地先に児童センターの整備を計画しています。基本方針は、施設に導入する機能や整備手法などの基本的な考え方・方向性等を整理したものです。

※当該パブリックコメント及びその他市民参加手続き等により、今後内容に変更が生じる可能性があります。

2 施設の基本的な考え方等について

当該施設を整備する基本的な考え方や施設で実現したい役割（活動内容）について説明します。

（1） 基本的な考え方

児童センターは、18歳未満のすべての子どもを対象とし、児童福祉法第40条の児童厚生施設に位置付けられます。

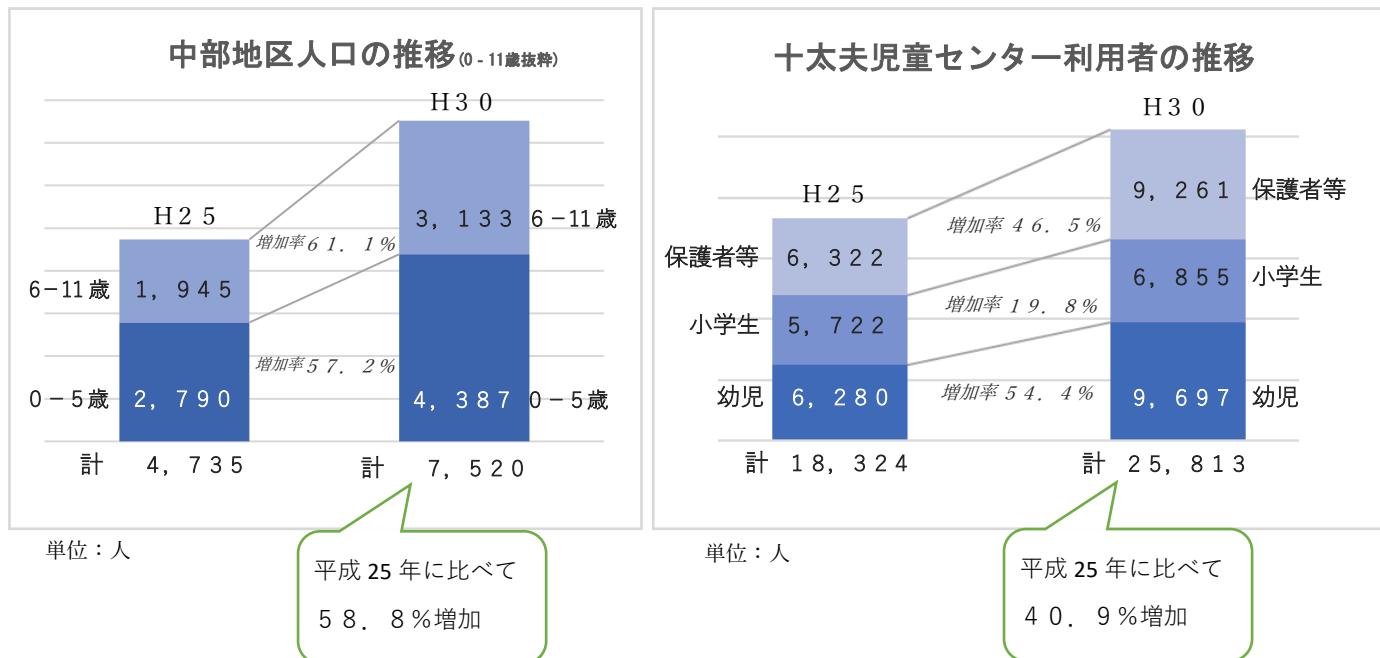
市内における児童館・児童センターは、福祉会館との複合施設を含め7施設です。

流山おおたかの森駅を中心とした地域では、小山小学校の敷地内にある十太夫児童センターの利用をいただくだけでなく、おおたかの森センターを利用した移動児童館により、子どもの遊びの場所の提供に努めてまいりました。

しかしながら、近年の同地域における30代から40代の共働き子育て世代と年少人口の増大により、十太夫児童センターの利用者が急増しており、新たな児童センターの設置が求められています。

加えて、子育てを支える環境として、子育て親子の交流、一時預かり保育、妊娠期からのサポート事業、地域との交流や子育てサークル等団体活動の場の提供などを求める声も多くいたいているところです。

今般の児童センター整備にあたっては、上記の課題解決として、子どもがのびのびと過ごせる環境を整えるための子どもの遊びの場の整備、そして、子育て家庭を取り巻くサポート環境の一層の充実を図り、子どもの健やかな成長と子育てにおける妊娠期からの切れ目のない環境の整備を目指します。



(2) 当該施設の役割（活動内容）

今回計画する児童センターにおける主な役割（活動内容）としては、遊びによる子どもの育成や子育てを支える取り組みの実施等、次の事項が挙げられます。

【遊びによる子どもの育成】

- ・ 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれています。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするようサポートしていきます。

また、子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるようにサポートしていきます。

【子どもの居場所の提供】

- ・ 児童センターは、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められます。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重していきます。

【子どもが意見を述べる場の提供】

- ・ 児童センターでは、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるよう工夫します。その中で、子どもの自発的活動をサポートし、子どもの視点や意見が児童センターの運営に生かせるよう努めます。

【配慮を必要とする子どもへの対応】

- ・ 障害のある子どもも安心できる居場所となるよう、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮します。
- また、家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもがいた場合には、良き相談場所となれるよう適切な対応について配慮します。

【子育てを支える取り組みの実施】

- ・ 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように工夫します。
- また、子どもの発達上の課題について、保護者が気軽に相談できるような活動を実施します。
- ・ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的にサポートしていくとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たします。

- ・地域の子育てを支える役割であることを自覚し、子育てに関する相談など妊娠期からの切れ目のないサポート体制の推進に取り組みます。
- ・保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進します。

【地域住民等との連携】

- ・子どもや子育てに関わる方との協力により、特に相談対応に当たっては、保育所、学校、地域住民やNPO等と連携を密にしながら、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
- ・児童センターを利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めます。
- ・地域住民が、ボランティア等として児童センターの活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるよう努めます。
- ・中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めます。

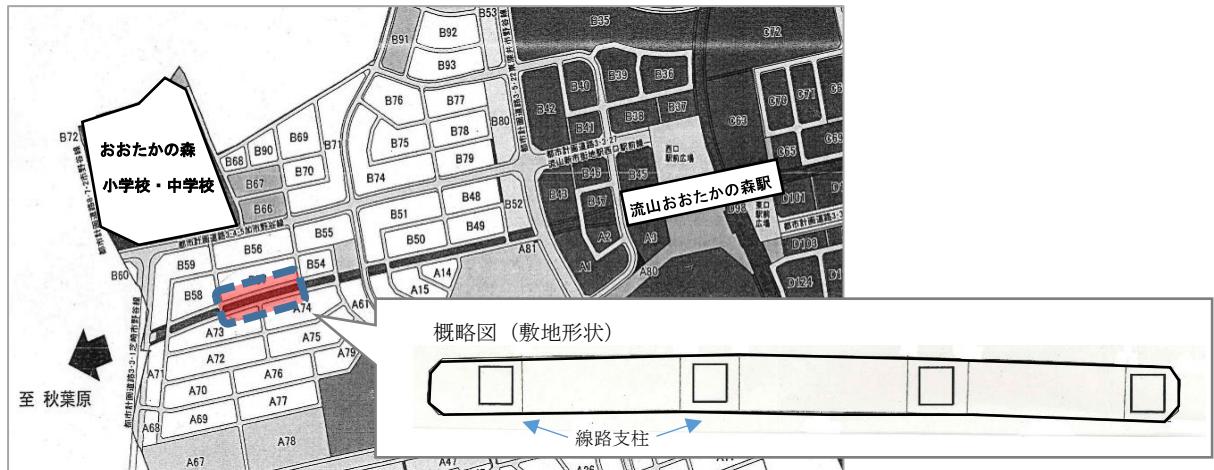
3 施設整備の概要について

今回計画している施設の場所や開設時期など整備概要について説明します。

(1) 施設整備の場所等

■ 整備場所・位置

流山市おおたかの森西二丁目地先 ※ TX鉄道下用地



■ 整備面積

敷地面積：約 1, 200 m²

建築面積： 約 777 m²

※ 上記のほか、施設とは別に、駐車場用地を整備出来るよう検討を進めています。

■ 整備後のイメージ



※上記イメージは、鉄道線路下の施設事例である、埼玉県八潮市「民間学童保育所」のものです。
参考としてご覧ください。

(2) 開設時期（予定）

令和2年度末

(3) 施設に導入する諸室・機能

今回計画している施設の場所など整備概要について整理します。

■ 導入諸室・機能

『(2) 当該施設の役割（活動内容）』を具体化するため、以下の諸室・機能を導入します。

※ 各諸室に【 】として規模の目安を入れています。

遊びの提供・健康の増進に資する機能

- 体育室 【 小学校教室 3教室分程度 】

児童が主に体を動かして元気に遊びを行う場とします。

- 遊戯室 【 小学校教室 1教室分程度 】

乳幼児と保護者が遊びとふれあいを通じて情操を育む場とします。

※．写真はイメージです。参考としてご覧ください。



知的好奇心の向上・創作意欲の増進に資する機能

- 図書室 【利用定員 25人程度(机・椅子設置)】

児童が読書に親しむ場、学習(宿題)が出来る場、親子での読み聞かせが行える場とします。

- 工作室 【利用定員 20人程度(机・椅子設置)】

児童の創作活動及び親子のふれあい事業等を行う場とします。



子どもや保護者の交流促進に資する機能

- 集会室 【利用定員 40人程度】

児童における団体活動や、子育てサークル等児童の健全育成を図るための団体やボランティアが会議、集会等を行う場とします。

- 調理活動室 【利用定員 12人程度】

調理活動を通した親子の交流や料理教室を行う場とします。また、調理だけでなく作った料理を食べられる飲食スペースを設けます。



子育てに関する相談や子育て家庭へのサポートに資する機能

- 子育て相談室【利用定員 6人程度】

子育てに関する相談が出来る場とします。相談業務では、ご相談に応じられる専門職等の配置を予定します。

※.写真是イメージです。参考としてご覧ください。

※2 石川県能美市湯野児童館事例　※3 岩手県矢巾町活動交流センター事例

- 一時預かり（保育）室 【利用定員 6人程度】

本施設利用者に加えて、保護者の方が通院や冠婚葬祭、買物、リフレッシュなど保育が困難な場合のための一時預かり（保育）を行う場とします。なお、月極め利用や長期の利用については市内各保育施設等をご利用いただくこととし、当該施設では設定を行いません。

※ 一時預かり（保育）の料金設定については、「5. 利用者の費用負担について」においてご説明します。

- 授乳室・おむつ替えスペース

乳児連れの利用者が落ち着いて授乳できる場を確保します。授乳室にはミルクの調乳が出来るようお湯や流しを配置します。



その他、利用者の利便に資する機能

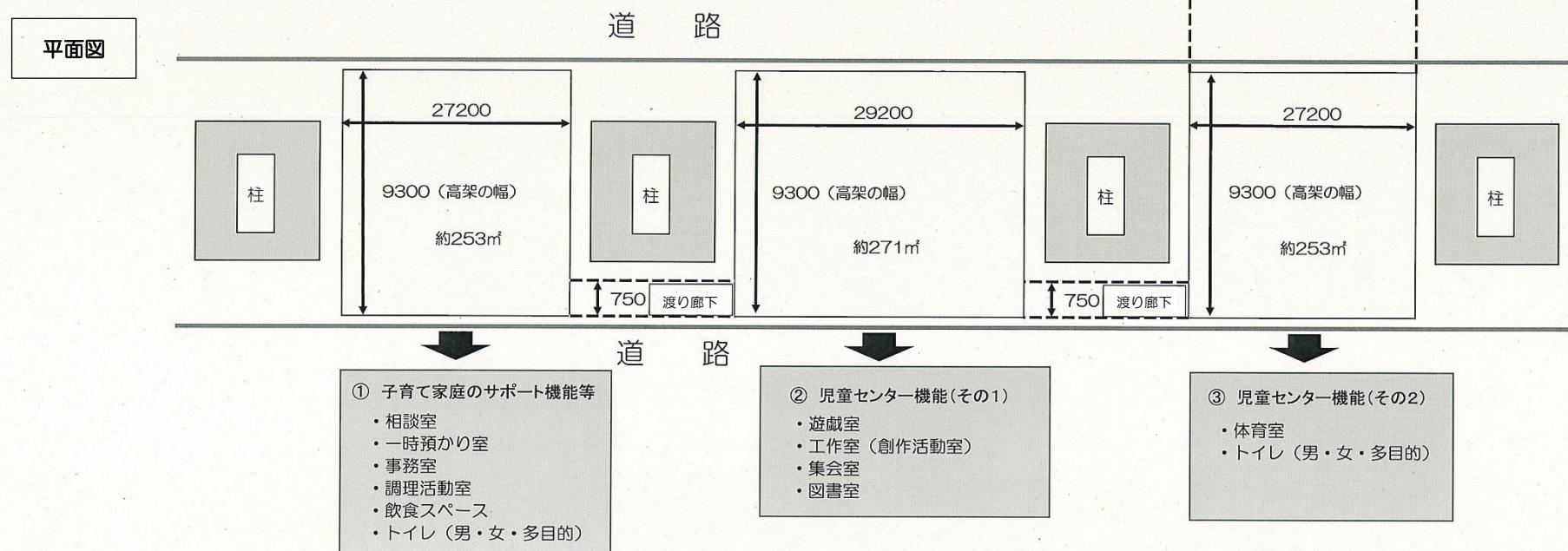
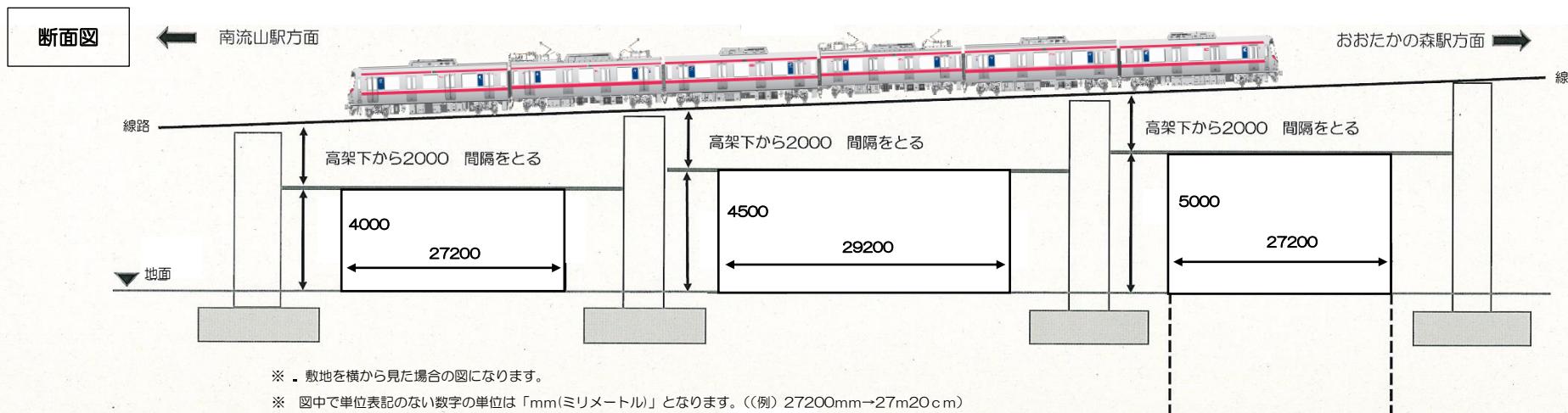
- 駐車場・駐輪場

当該施設の隣接地に、車5台、自転車20台程度の駐車場及び駐輪場を設置します。

- 職員事務室・トイレ（男・女・子ども用・多目的）・利用者用ロッカー・ベビーカー置き場等

(4) 施設配置イメージ

敷地における施設の配置イメージを下図に示します。



※ 敷地を上から見た場合の図になります。

※ 図中で単位表記のない数字の単位は「mm(ミリメートル)」となります。((例) 27200mm→27m20cm)

(5) 施設整備の手法

敷地所有者の首都圏新都市鉄道株式会社（以下、「T X」という。）との協議の上、鉄道事業の安全性確保という観点から T X が児童センターの建物及び外構を整備し、それを市が有償で借り受けた上で内装工事を行います。

(6) 貸料及び賃貸借期間の設定

T X に支払う施設賃料及び賃貸借期間について、次のとおり設定します。

① 年間賃料

【算出方法】 $(\text{建物・外構工事費} \div \text{賃貸借期間}) + \text{土地建物に係る租税公課}$

② 賃貸借期間 ※ 現在市では、9, 324, 000円（税抜き）と見込んでいます。

20年間

※ 上記①・②については、市として想定する金額及び期間を算出しています。よって T X との協議により今後変更となる可能性があります。

(7) 管理運営の検討

指定管理者制度や業務委託など、民間活力による管理運営を検討します。

(8) 開館時間等の検討

既存の児童館・児童センターの開館時間を基本とし、さらに開館時間の延長など検討します。

参考 既存児童館・児童センター

開館時間 午前9時から午後5時まで（学童は午前10時から）

開館日 日曜・国民の祝日・年末年始・第1土曜日・第3月曜日を除く日

4 施設整備の工事費概算について

今回計画している施設の工事費の概算について説明します。

(1) 施設整備の工事費概算

項目		総額		財源内訳	
		想定概算費	国費※	市費	
施設工事	① 建物・外構工事費	T X が実施します。			
	② 内装工事費	170, 940千円 ※1	○	○	
	③ 内装設計費	12, 600千円 ※2	○	○	
	④ 駐車場工事費	5, 000千円 ※3		○	

※ 財源確保として、②及び③については、国庫補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の活用を図ります。

【参考概算】内装工事費・内装設計費 → 国庫補助金充当 7, 120千円

※1 類似施設(放課後児童クラブ)における内装工事実績を参考に算出しています。

※2 設計業者から徴した参考見積もりにより算出しています。

※3 当該地の近隣駐車場に係る工事実績を参考に算出しています。

5 利用者の費用負担（利用料）について

一時(保育)預かりの利用については、利用者が費用の一部を負担します。

利用料の設定では、他自治体の児童センター等類似施設における事例や一時(保育)預かりを行っている保育施設の事例を参考に、当該施設における利用料を設定します。

(1) 当該施設の一時預かり（保育）における利用料の設定

＜対象＞ 生後6ヵ月から未就学児まで

＜利用料＞ 最初の1時間 1,000円 (最初の1時間以降、30分ごとに500円)

＜利用時間＞ 施設の開館時間内での利用とします。

※ 対象としては、保育士の配置を行うことで生後6ヵ月以降から未就学前児までの受け入れを可能にします。

※ 利用料及び利用時間については、次の点を加味しています。

① 近傍類似事例との費用比較において、高すぎない(低すぎない)設定である。

② 料金形態が利用者にとって分かりやすい。

③ 利用者側において目的に応じた時間の設定が容易である。

※ 昼食・おやつを提供する場合は、利用料の他に実費分を別途徴収します。

(2) 参考 近傍類似事例

他自治体の類似施設 事例

施設名	利用料金	対象
大田区児童センター	900円／時間 ※最初の1時間以降 1,000円／時間	生後5ヵ月～未就学児
千代田区児童センター	500円／時間 ※最初の4時間以降 800円／時間	生後6ヵ月～未就学児
松戸市ほっとルーム	500円／時間 ※4時間以内	生後6ヵ月～未就学児
柏市ファミリーサポートセンター(ぞうさんルーム)	1,000円／回 ※3時間以内	生後6ヵ月～未就学児
越谷市レイクタウン保育ステーション	500円／時間	生後4ヵ月～未就学児

市内保育施設(抜粋) 事例

施設名	利用料金	年齢の制限
城の星おおたかの森保育園	0歳児 450円／時間 1歳児・2歳児 350円／時間 3歳児以上 300円／時間	生後8カ月～未就学児
えどがわ森の保育園	0・1歳児 2,500円／4時間まで 2歳児以上 2,000円／4時間まで ※4時間超えから料金変動あり	生後6カ月～未就学児
名都借みらい保育園	0歳児 1,500円／4時間以内 1・2歳児 1,250円／4時間以内 3歳児以上 800円／4時間以内 小学生 500円／学校終了後 ※他に1日預かり等の設定あり	生後8週間～小学3年生(卒園児のみ)
森のまち南流山保育園	0歳児 500円／時間 1・2歳児 400円／時間 3歳児以上 350円／時間	生後57日以上～未就学児

民間施設等の類似施設 事例

施設名	利用料金	対象
おおたかの森S C(託児室)	3,000円／時間 ※最初の1時間以降1,500円／30分 ※他に買い物額による利用料の優待等の設定あり	1歳児～未就学児
Kids-space@C o c o t i (託児室(南流山地先))	0歳児 1,000円／時間 1・2歳児 900円／時間 3歳児以上 800円／時間 ※他に併設施設利用による利用料の優待等の設定あり	生後3カ月～未就学児

6 今後の留意事項について

今後、施設整備を進めていく上での留意事項を説明します。

- 当該事業を進めるには、流山市市民参加条例に基づき市民の声をより取り入れて施設整備に活かしていく必要があります。
- 路上駐車等での迷惑行為を生み出さない仕組みづくり等、近隣にお住まいの方々への十分な配慮を第一に計画を進める必要があります。
- 国庫補助金の活用等により、財源確保に努めます。

- ・ 子育てに関する相談業務では、それを十分に行えるだけの専門知識と経験をもった人材の登用が望まれます。そのため、指定管理者制度や業務委託等の民間活力の活用を検討していく中では、それが実現出来るのかを見極めながら進める必要があります。
- ・ 鉄道高架下では、天井の高さ、火器の取り扱いなどに一定の制限があることから、それに配慮した計画とする必要があります。
- ・ 建物の賃借期間設定では、継続性を持った事業展開を行うための期間設定(20年)を目指す必要があります。

7 参考資料

- ・ 児童福祉法等抜粋

関係法令

【児童福祉法】

(昭和二十二年法律第百六十四号)

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

2 (略)

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② (略)

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

- 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
- 二 (略)
- 三 (略)

③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項(第三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準

二 (略)

三 (略)

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戲室、図書室及び便所を設けること。

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 保育士の資格を有する者
 - 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適當と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。